

〔海軍歴史五〕軍艦諸帆、白地中黒之制甚ダ不便ヲ感ズ、且船印吹貫ノ制、日本小船ニ用ユ可シト雖モ、大艦ニシテ如斯ハ實ニ無用之長物タリ、當時實際其不便ヲ覺フ、終ニ改定之發令ニ及ブ、是安政六己未年正月廿日也、

〔觸留三十五〕亥〇文久八月七日

板倉周防守殿御渡候御覺書寫

町奉行衆

御勘定奉行衆

覺

御軍艦之儀者、御國印、白地日之丸之外、白地中黒之旗、常ニ大檣上江引上置候間、此段向々江可被相觸候事、

八月

〔書言字考節用集四〕人倫船頭〇

〔武家名目抄職名二十五〕船頭

按船頭といへるは、水手の長にして、よく水利を辨するもの、所職なり、世職にて子孫に傳ふるもあり、又水手の内より、さる者をゑらびてなさる、もあり、水手は苗字をよばぬものなれど、この職になさるれば、苗字をゆるさる、こと、中頃より常のならひとなれり、

〔倭名類聚抄一人倫〕〇楫師。文選吳都賦云、檣工、楫師和名加

〔運歩色葉集一〕實楫取。楫取。楫取。舟子。舟人。水手和名加

〔倭訓栞前編六〕加かちとり。日本紀に、挾抄者と書り、倭名鈔に、楫師をよみて、楫取の義也、西土の書

に、梢工、梢人などいひ、梶も木抄也と注せれば、相通はして書る也、實は今いふかひ也、

船頭  
梶取  
水手  
舟子